



## ～ 住民基本台帳カードの交付手数料無料のお知らせ ～

平成20年4月から平成23年3月末までの間、住民基本台帳カードの普及を図るため、手数料を無料とします。住民基本台帳カードの交付を希望される方は、

6ヶ月以内に撮影された無帽・無背景の写真1枚(写真付を希望する場合のみ)  
運転免許証やパスポートなど公的機関発行の写真付きの本人確認書類

(上記をお持ちでない方は、保険証等をお持ち下さい。照会書を郵送し、回答いただくことにより本人確認とします。)

印鑑

が必要です。申請から2～3週間でカード交付(窓口にて暗証番号設定)となります。

### 【住民基本台帳カード(住基カード)ってなあに?】

写真付き住基カードと写真なし住基カードがあり、有効期間が10年間の市町村が交付するICカードのことです。

### 【どんなときに使えるの?】

写真付き住基カードは運転免許証などと同様に公的な身分証明書として利用できます。

- 銀行等で口座を新規開設するとき
- 書留郵便を受け取るとき
- 戸籍の届出、請求するとき などの本人確認として税金に関する申請・届出・申告が、自宅やオフィス、税理士事務所からインターネットを利用してできます。



国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用し作成したデータを直接電子申告できるようになりました。(利用されるには、カードリーダー(2～3,000円)や電子証明書(発行手数料500円)が必要です。)詳しくは、「e-Tax」ホームページ(<http://www.e-tax.nta.go.jp>)をご覧ください。

問い合わせ先 | 住民生活課 住民係 ☎73-1415

## 6月は児童手当の現況届の提出月です

児童手当を受給している方は、毎年6月中に「現況届」の提出が必要です。現況届とは、6月1日現在における状況を記載し、児童手当を引き続き受ける要件があるかどうかを確認するためのものです。この届の提出がないと、6月分以降の手当が受けられなくなりますのでご注意ください。

お持ちいただくもの

- ・平成20年度児童手当現況届(現在受給中の方には郵送しています)
- ・受給者(現況届の宛名の方)名義の健康保険者証
- ・印鑑

以下は該当する方のみお持ちください

平成20年1月2日以降に岩美町に転入された方  
「児童手当用所得証明書(平成20年度)」を平成20年1月1日に住民登録のあった市区町村で発行してもらってください。

児童と別居している人(児童と住民票が別住所となっている方)

児童の監護・生計関係に関する届書が必要です。(用紙は住民生活課にありますのでお問い合わせください)

提出場所 住民生活課 子育て支援係

提出締切 平成20年6月30日(月)

昨年度に所得超過などの理由で請求をしていない人も、所得額の変更などにより受給できる場合がありますのでお問い合わせください。

問い合わせ先 | 住民生活課 子育て支援係 ☎73-1415

## 国保を知ろう!!

6月は国民健康保険税の第1期の納期です。

なぜ、国民健康保険税を納めるの?

保険税がみなさんの「いざ」、というときを支えているからです。

70歳未満の方が突然の病気などで、100,000円の医療費がかかったとします。このとき、国民健康保険に加入していれば、医療費が3割負担になるので、病院などへの支払いは30,000円ですみます。医療費の残りの70,000円は国民健康保険が負担しています。

その他にも、保険税はみなさんの「いざ」というときを幅広く支えています。

次のようなときにも給付が受けられます。

- ・子どもが生まれたとき
  - ・加入者が死亡したとき など
- また、次のようなとき、医療費を全額自己負担した場合、申請により払戻しが受けられます。
- ・やむを得ず保険証を使わないで診療を受けたとき
  - ・骨折・ネンザなどで柔道整復師の施術を受けたとき
  - ・海外旅行中などに診療を受けたとき など

あなたの納める保険税は・・・国民健康保険を支える大切な財源です!

みなさんの納める保険税は、国民健康保険の収入の約50%を占め、その運営に欠かせない大切な財源です。自分のため、みんなのために納めなくてはならないものです。

問い合わせ先 | 住民生活課 住民係 ☎73-1415